

## 那覇市ふるさとづくり寄附金条例

### (目的)

第1条 この条例は、ふるさとへの思いや那覇市のまちづくりに共感を持つ個人、法人その他団体から寄附金(地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第9号の負担付きの寄附を除く。以下同じ。)を募ることにより、那覇市のまちづくりの基本理念である「なはが好き!みんなで創ろう、子どもの笑顔が輝くまち」の達成に資することを目的とする。

### (寄附金の指定等)

第2条 寄附者は、前条の目的を具体化するため、自らの寄附金を次に掲げる事業の財源としてあらかじめ指定することができる。

- (1) 心地よいつながりでつくる自治・協働・平和都市を推進するための事業
- (2) 地域力を活かし、生きがいをもって支えあう健康都市を推進するための事業
- (3) 人・自然・地球にやさしい環境共生都市を推進するための事業
- (4) 子どもの笑顔あふれる、ゆたかな学習・文化都市を推進するための事業
- (5) 人も、まちも生きいき、美ら島の観光交流都市を推進するための事業
- (6) 安心、安全で快適な亜熱帯庭園都市を推進するための事業

2 前項の規定による指定がない寄附金については、市長が同項に掲げる事業の中から指定を行うものとする。

### (基金の設置)

第3条 寄附金を前条第1項に掲げる事業の財源に充てるため、那覇市ふるさとづくり基金(以下「基金」という。)を設置する。

### (積立て)

第4条 基金として積み立てる額は、第2条の規定により寄附された寄附金の額とする。

### (管理)

第5条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

### (運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰

り入れるものとする。

(繰替運用)

第7条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第8条 基金は、第3条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

(寄附者への配慮)

第9条 市長は、基金の運用及び処分に当たっては、寄附者の意向が反映されるよう配慮しなければならない。

(運用状況の公表)

第10条 市長は、毎会計年度、寄附金の運用状況について、公表しなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成20年7月8日から施行する。